

薬剤師の派遣受け入れ施設に求めるもの

- ・ 薬剤師の派遣受け入れにあたり、受け入れ施設の病院長、薬剤部門長（薬剤部長、薬剤科長、薬局長等）および人事部門の担当者による十分な理解が得られている。
- ・ 薬剤師の派遣受け入れ施設において、派遣薬剤師に薬剤師としての研鑽を積むことのできる環境を提供できる。
- ・ 派遣薬剤師の業務範囲について、事前に当施設の担当者と協議を行い、派遣期間中にそれを遵守することができる。派遣後に業務範囲の変更を希望する場合には、事前に当施設の担当者に許可を得ることができる。
- ・ 薬剤師の派遣受け入れにあたり、派遣薬剤師が当施設の担当者との定期的な面談を受けることのできる環境を提供できる。
- ・ 薬剤師の派遣受け入れ施設が、1－3のいずれかに該当する。
 1. 病棟薬剤業務実施加算1の算定を新規に計画している。
 2. 病棟薬剤業務実施加算1の算定再開を計画している。
 3. 薬剤師の産前産後休暇、育児休業、傷病休業、退職等により、病棟薬剤業務実施加算1の算定継続のために人員の確保が必要となっている。
- ・ 薬剤師の派遣受け入れ施設が、1－3のいずれかに該当する。
 1. 薬剤管理指導の算定を新規に計画している。
 2. 薬剤管理指導の算定の再開を計画している。
 3. 薬剤師の産前産後休暇、育児休業、傷病休業、退職等により、薬剤管理指導の算定継続のために人員の確保が必要となっている。
- ・ 派遣薬剤師の受け入れにかかる費用（人件費、交通費、住宅手当等）を負担することができる。さらに、派遣薬剤師に転居等が必要となった場合に赴任旅費（引っ越し費用、賃貸契約における契約金等）を負担することができる。

派遣施設の選定および派遣期間の決定に際しては、第8次長野県保健医療計画を考慮しつつ、派遣薬剤師の希望を最優先にさせていただくことを、応募の際にご理解いただけますようお願い申し上げます。